

国民健康保険料計算方法（令和7年度）

◎国民健康保険料は、世帯主様に課税されます。

（世帯主様が社会保険、後期高齢者医療制度等に参加されている場合（擬主世帯）でも、世帯主様に課税されますが、保険料額については、国民健康保険料に参加されているかたのみで計算されます。）

◎国民健康保険料の構成

- ・医療分…医療機関に支払う診療報酬分
- ・支援分…後期高齢者医療制度を支えるために各医療保険者が納めるもの
- ・介護分…40歳～64歳までのかたにかかる全国の介護保険サービスの状況に応じて支払う給付金分

上記の医療分、支援分、介護分には以下の4つが含まれます。

- ① 所得割…国保加入者の前年の所得に応じて賦課される額
- ② 資産割…国保加入者の固定資産税額に応じて賦課される額
- ③ 均等割…国保加入者の人数に応じて賦課される額
- ④ 平等割…国保世帯に一律に賦課される額

◎計算方法 ※合計所得金額2,400万円以下の場合

	医療分	支援分	介護分
所得割	$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43\text{万円}) \times 4.60\%$	$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43\text{万円}) \times 2.37\%$	$(\text{総所得金額等} - \text{基礎控除額} 43\text{万円}) \times 1.68\%$
資産割	固定資産税額 $\times 26.98\%$	—	—
均等割（1人につき）	25,900円	14,600円	14,900円
	7割軽減世帯 7,770円	7割軽減世帯 4,380円	7割軽減世帯 4,470円
	5割軽減世帯 12,950円	5割軽減世帯 7,300円	5割軽減世帯 7,450円
	2割軽減世帯 20,720円	2割軽減世帯 11,680円	2割軽減世帯 11,920円
平等割（1世帯につき）	19,400円	—	—
	7割軽減世帯 5,820円		
	5割軽減世帯 9,700円		
	2割軽減世帯 15,520円		
1世帯あたりの限度額	660,000円	260,000円	170,000円



各項目の合計額が当年度の料額となります

◎保険料の軽減制度

前年中の所得が一定金額以下の世帯については、所得額に応じて均等割、平等割が軽減されます。

軽減の割合は、世帯主、国民健康保険者および特定同一世帯所属者（国民健康保険被保険者から後期高齢医療被保険者に移行した者）全員の合計所得により判定します。

軽減の割合	軽減の基準
7割軽減	43万円 + 10万円 $\times$ （給与所得者等の数 - 1）以下の世帯
5割軽減	43万円 +（30.5万円 $\times$ 被保険者および特定同一世帯所属者の数） + 10万円 $\times$ （給与所得者等の数 - 1）以下の世帯
2割軽減	43万円 +（56万円 $\times$ 被保険者および特定同一世帯所属者の数） + 10万円 $\times$ （給与所得者等の数 - 1）以下の世帯

◎軽減判定について

- ・65歳以上の公的年金所得者のかたは、年金所得から15万円を控除し判定します。
- ・専従者控除、譲渡所得等で特別控除がある場合は、控除前の所得で判定します。
- ・専従者給与を受け取っているかたは、その額を含めずに判定します。
- ・給与所得者等とは、給与の収入額が55万円を超えるかた、または公的年金の収入額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超えるかたです。
- ・所得の申告がない場合は、軽減されません。収入がなかったかたや遺族年金・障害年金などの非課税所得のみだったかたも、申告が必要になります。